

育児休業及び育休取得の行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年7月1日～令和11年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1 育児休業及び育休取得の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和8年7月～ 育児休業取得率100%及び1ヶ月以上の育休取得を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- ・令和8年8月～ 社員への調査・検討開始
- ・令和9年4月～ 育児休業に関する相談体制を整備する。

目標2 令和10年3月までに所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する。

<対策>

- ・令和8年7月～ 各部署毎に問題点の検討
- ・令和9年4月～ リーダーへの研修及び成長活動（月1回）による社員への周知
- ・令和10年1月～ ノー残業デーの実施

植田鑄造株式会社